【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成２５年６月２８日
【計算期間】	第５期（自 平成２４年４月１１日 至 平成２５年４月１０日）
【ファンド名】	日本株バリュー＆シャリア・ファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2934
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下「パフォーマンス連動債」といいます。）を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。
（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特殊型

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用効果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）） その他 （　）
不動産投信			
その他資産 （　）			
資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型			

《 属性区分の定義》

投資対象資産による属性区分

債券 その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

その他の指数…日経225、ＴＯＰＩＸにあてはまらない全てのものをいう。

＊当ファンドの対象インデックス：クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

④ファンドの特色

1 TOPIX100及びダウ・ジョーンズ・イスラミック・アジア・パシフィック大型株指数に含まれる日本株の中から、ドイツ銀行グループの株式分析手法「クロッキーモデル」により選定された銘柄に投資する戦略を構築します。

この戦略を『クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）』といいます。

2 クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）に基づき、日本を代表する企業の株式から選定された、最大40銘柄※1に集中投資を行います。

クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）は、クロッキー日本株戦略とクロッキー日本株イスラミック戦略により構成されています。
実際には、両戦略に基づき計算される指数に連動する複数のユーロ円債（以下「パフォーマンス連動債」といいます）への投資を通じて運用を行います。

※1 両戦略に基づいた見直し日の異なるパフォーマンス連動債を組入れることがあるため、組入れ銘柄数が合計40銘柄を超える場合があります。

シャリア適格銘柄重視とは？

シャリア適格銘柄：その事業がシャリア（イスラム教の規範）に適っているとみなされた銘柄
多くの場合、指数提供会社等が、社内あるいは外部コンサルタント会社のシャリア監督委員会の審査で、豚肉、アルコール、たばこ、武器、ギャンブル、貴金属取引等に関連する事業や金利収入がその事業・収入の一定水準を超えておらず、シャリア適格性があるとみなされた銘柄を、シャリア適格銘柄として発表しています。

豚肉　アルコール　たばこ　ギャンブル　貴金属取引

中東を中心とした産油国の政府系ファンド等を通じた対外投資への注目が高まっています。産油国にイスラム国が多いことから、それらの投資によって、シャリア適格銘柄がそれ以外の銘柄をアウトパフォームする可能性が指摘されています。
当ファンドは、バリューに基づく投資を基本としますが、イスラムマネーの流入による需給面のメリットを享受することも目指して、シャリア適格銘柄に対する実質的な投資比率を高めます。

＊シャリア適格銘柄については、一般的な内容を説明したものです。
＊当ファンドは、信託財産の一部をシャリア適格の証券に投資する予定ですが、シャリア適格ファンドではありません。

クロッキー日本株戦略(シャリア適格銘柄重視)の投資手法

クロッキー日本株戦略(シャリア適格銘柄重視)は、2つの日本株投資戦略により構成されています。

戦略名称	クロッキー日本株戦略	クロッキー日本株イスラミック戦略
選択対象ユニバース	TOPIX100※2の構成銘柄 (金融セクターを除く)	ダウ・ジョーンズ・イスラミック・アジア・パシフィック大型株指数※3の構成銘柄となっている日本株
選択基準	クロッキーモデルにより計算されるエコノミックPER	クロッキーモデルにより計算されるエコノミックPER
銘柄数／組入れ比率	30銘柄(等金額組入れ)／75%	10銘柄(等金額組入れ)／25%
銘柄見直し頻度	月次見直し	月次見直し

日本の大型株の中から、「クロッキーモデル」により計算された「エコノミックPER」が低い順番に、両戦略合計で原則として、最大40銘柄※4が選択され、月次で見直されます。

「クロッキーモデル」により選択対象ユニバースの全銘柄を分析します。

▼

「クロッキーモデル」により計算される、「エコノミックPER」が低い順番に、両戦略でそれぞれ30銘柄及び10銘柄、合計で最大40銘柄を選択します。

▼

両戦略それぞれで、選択された銘柄が等金額で組入れられるように調整を行います。

▼

毎月銘柄を見直し、リバランス※5します。

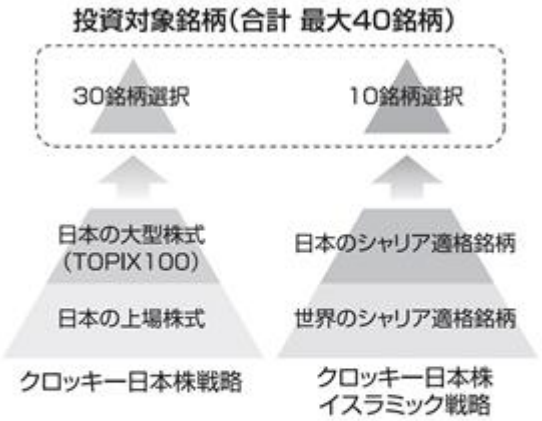

※2 TOPIX100とは、東京証券取引所市場第一部銘柄のうち、時価総額、流動性の高い100銘柄から構成される時価総額方式の株価指数で、株式会社東京証券取引所によって算出、公表されているものです。
※3 ダウ・ジョーンズ・イスラミック・アジア・パシフィック大型株指数(Dow Jones Islamic Market Asia/Pacific Large-Cap Index)は、ダウ・ジョーンズ・イスラミック指数の構成銘柄のうち、アジア・パシフィック地域(日本を含む)の大型株を対象とした米ドル建て指数で、ダウ・ジョーンズ社によって算出・公表されています。
※4 両戦略に基づいた見直し日の異なるパフォーマンス連動債を組入れることがあるため、組入れ銘柄数が合計40銘柄を超える場合があります。
※5 リバランスとは、各銘柄の組入れ比率の調整をいい、両戦略それぞれで、選択された銘柄が等金額で組入れられるように調整を行います。原則として見直し日以外には銘柄の見直し及びリバランスを行いません。クロッキー日本株戦略、クロッキー日本株イスラミック戦略で同一銘柄が重複して選択された場合には、重複していない銘柄に比べ組入れ比率が異なる場合があります。

「クロッキーモデル」とは

「クロッキーモデル」は、ドイツ銀行グループが1995年から1996年にかけて独自に開発した株式分析手法であり、世界の多くの機関投資家から高い評価を受けてきました。
クロッキー(CROCI)は「Cash Return on Capital Invested」の頭文字で「投下資本に対する現金収益比率」を意味します。
ドイツ銀行グループは、「クロッキーモデル」による株式分析手法を活かし、各種指数を開発、公表しています。
各種指数は、「クロッキーモデル」により抽出・選択された割安株・割安業種により構成されます。常に一貫性のあるバリュー戦略を採用しています。

PERFORMED BY CROCI

ドイツ銀行グループがクロッキー日本株戦略(シャリア適格銘柄重視)を提供します。

■ドイツ銀行グループは、総資産約2兆330億ユーロにのぼる世界でも最大級の総合金融機関です。約10万人の従業員を擁し、世界70ヵ国以上で幅広い金融サービスを提供しています。(2013年3月末現在)
出所：ドイツ銀行グループ
■高い信用力を背景に主要ビジネス全般で市場をリードしています。
■総合力と幅広い分野での革新的取り組みで、高い評価を得ています。

委託会社のご紹介

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が投資信託の設定・運用を行います。

■欧州の金融グループ、BNPパリバグループの資産運用部門であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズの日本拠点です。
■BNPパリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高は約5,050億ユーロ(約61兆円)※6、従業員数は約3,300名、世界40ヵ国に拠点を配置しています。(2013年3月末現在)
※6 資産運用残高は、1ユーロ=120.76円(出所：Bloomberg)で円換算しています。

（２）【ファンドの沿革】

平成20年３月28日　関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成20年４月30日　信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

平成22年７月１日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

ａ．ファンドの仕組み

ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（パフォーマンス連動債）を高位に組入れる運用を行います。

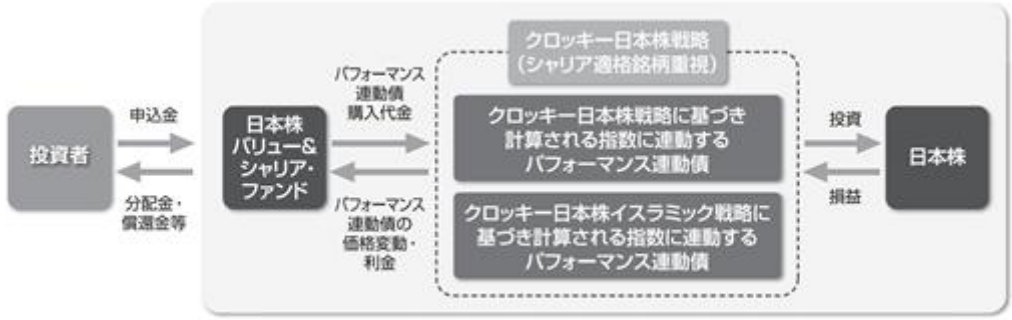

【パフォーマンス連動債】発行体：ドイツ銀行ロンドン支店

ｂ．ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

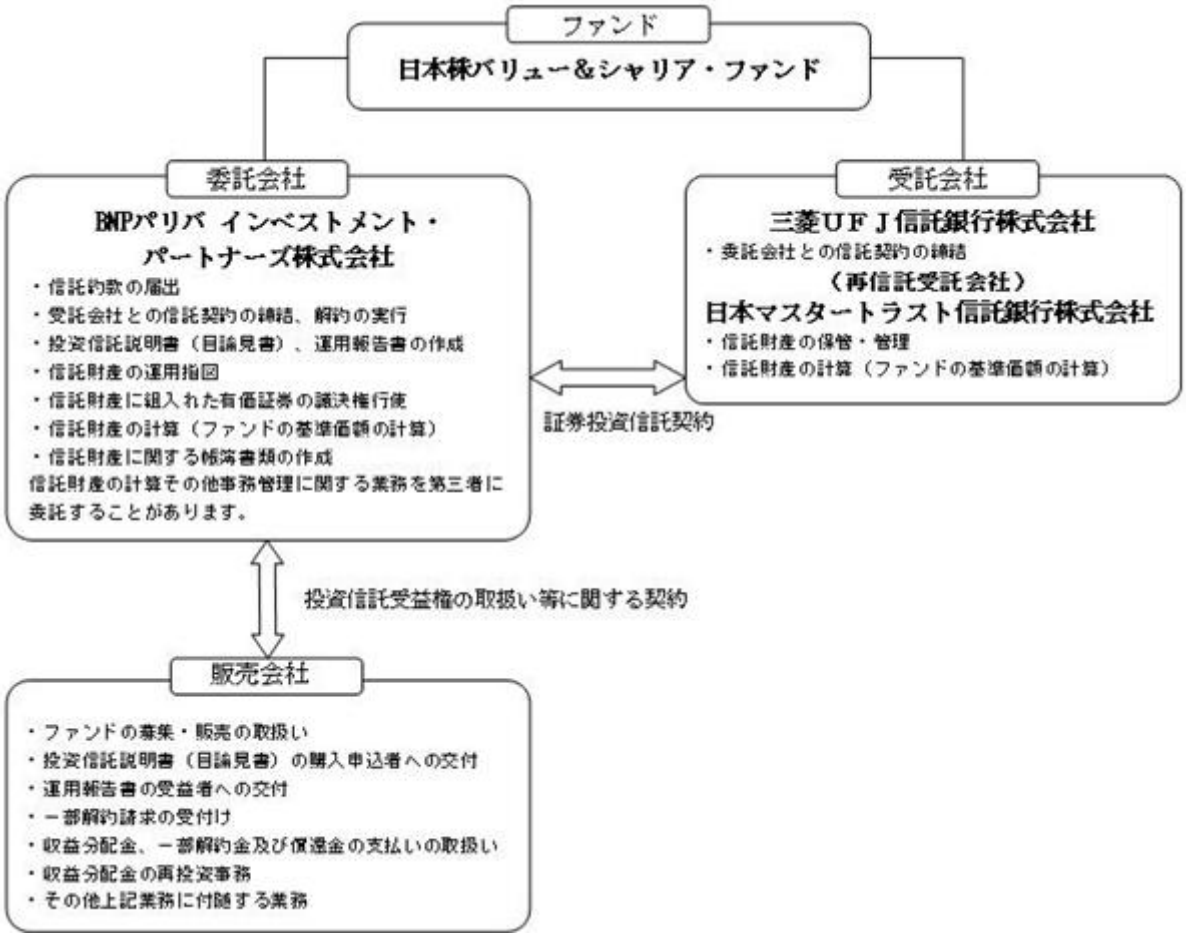

① ファンドの関係法人

名　称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約
委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*投資信託受益権の取扱い等に関する契約
委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成25年５月末現在）

資本金の額　１億円

沿革

平成10年11月９日	会社設立
平成10年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
平成11年２月26日	証券投資顧問業の登録
平成12年６月20日	投資一任契約業務の認可取得
平成12年８月１日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
平成12年８月１日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
平成22年７月１日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン１	19,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

a.運用方針

当ファンドは、特定のユーロ円債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 投資態度

①主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組入れることで、ドイツ銀行グループが計算するクロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。

②クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）は、クロッキー日本株戦略とクロッキー日本株イスラミック戦略を一定の割合で組入れることにより構成されます。

③当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却するこ

とがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。
④なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

a.投資の対象とする資産の種類

当ファンドの投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条、第24条に定めるものに限ります。）
　ハ．金銭債権
　ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
2．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形
　ロ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

b.投資対象とする有価証券

当ファンドの投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

1．株券または新株引受権証書
2．国債証券
3．地方債証券
4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8．協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書及び第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第13号ならびに

第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号ならびに第15号の証券（ただし、投資法人債券をのぞきます。）を以下「投資信託証券」といいます。

c.投資対象とする金融商品

1．金銭債権（預金及びコール・ローンに限ります。）
2．約束手形
3．金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4．為替手形

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・運用部門（７名）
マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

・トレーディング部門（２名）
運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（９名）
原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

・内部管理委員会（８名）
原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

①運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
②上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
③ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
④運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※運用体制等は平成25年５月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成25年５月末現在）

BNPパリバグループ
BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界約80ヶ国におよそ20万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という３つの主要業務分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。欧州-地中海沿岸全域において総合的な金融業務を展開するとともに、米国においても強大な拠点網を有します。欧州で既に確固とした地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、アジアにおいても着実に拡大を続けています。
日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。
750人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

（４）【分配方針】

毎計算期末（毎年４月10日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款による主な投資制限＞
①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の80％以下とします。
②外貨建資産への投資は行いません。
③委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
④委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

＜投資する株式等の範囲＞
①委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。
②上記①項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

＜同一銘柄の株式等への投資制限＞
①委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
②委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

＜信用取引の指図範囲＞
①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

②上記①項の信用取引の指図は、次の1から6に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．信託財産に属する株券及び新株引受権証書により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売出しにより取得する株券
5．信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
6．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

＜先物取引等の運用指図・目的・範囲＞

①委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2．先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3．コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、①から③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

②委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2．先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3．コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ①から③で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

③①から③において金融商品とは次に掲げるものをいいます。

1．金銭債権（預金及びコール・ローンに限ります。）
2．約束手形
3．金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
4．為替手形

＜スワップ取引の運用指図・目的・範囲＞

①委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＜金利先渡取引の運用指図・目的・範囲＞

①委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものついてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

＜同一銘柄の転換社債等への投資制限＞

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

＜有価証券の貸付の指図及び範囲＞

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②上記①項1から2に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜公社債の空売りの指図範囲＞

①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②上記①項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純

資産額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

＜公社債の借入れ＞

①委託会社は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②上記①項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、上記②項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超えることとなった場合には、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④上記①項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

＜資金の借入れ＞

①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令による投資制限＞

①デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

②同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

a.ファンドのリスク特性

＜基準価額の変動要因＞

当ファンドが投資する参照指数に連動するパフォーマンス連動債は、値動きのある金融商品に連動しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

①価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、株価の下落により価格が下落するリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

②信用リスク

当ファンドが組入れたパフォーマンス連動債の発行体や、当該パフォーマンス連動債が参照する指数に組入れられている株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等

により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

③流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、当該債券の残存期間中における追加購入と一部もしくは全部の売却に対して、当該債券の値付業者が取引相手となり、売買を成立させる形式を取ることにより流動性の確保が図られています。しかしながら、市場を取り巻く環境の急変があった場合、または急激・多量の売買により市場が大きく影響を受けた場合等に、当該債券の値付業者が、上記のような対応ができなくなることがあります。

④一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティ（変動率）にも影響が及ぶ可能性があります。

⑤市場参加者リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②特定の債券への銘柄集中

当ファンドは、パフォーマンス連動債を高位に組入れます。複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

③パフォーマンス連動債と参照指数との連動性

当ファンドは、参照指数のパフォーマンスに値動きが概ね連動するパフォーマンス連動債を高位に組入れて運用しますが、ファンドの騰落率と参照指数の騰落率は必ずしも一致しません。この原因は、ファンドの一部を短期金融商品で運用することからパフォーマンス連動債の組入れ比率が100％でないこと、資金流出入とパフォーマンス連動債売買のタイミングのずれ、売買コストや信託報酬等をファンドが負担することなどによりますが、必ずしもこれらに限定されるものではありません。

＜投資信託についての一般的な留意事項＞

◆市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
◆ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
◆投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
◆投資信託は保険契約ではありません。
◆投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
◆投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
◆投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
◆投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

＜法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点＞

◆当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	ＣＥＯ、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、ＣＥＯ、ＣＯＯ、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

※上記の内容は平成25年５月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は、3.15%※（税抜 3.00%）を上限に販売会社が定めるものとします。
自動継続投資コースに基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

※当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

①解約手数料
解約手数料はありません。
②信託財産留保額
信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.029%（税抜 0.98%）を乗じて得た額とします。
信託報酬及び信託報酬に対する消費税等相当額は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了時及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中からご負担いただきます。
信託報酬の配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		年率 1.0290%（税抜 0.98%）
配分	委託会社	年率 0.2625%（税抜 0.25%）
	販売会社	年率 0.7350%（税抜 0.70%）
	受託会社	年率 0.0315%（税抜 0.03%）

※投資対象であるパフォーマンス連動債には年率0.725%の指数手数料がかかりますので信託報酬及び指数手数料の合算は、年率1.754%程度となります。（平成25年５月末現在）

（４）【その他の手数料等】

当ファンドは以下のその他の手数料が発生します。
以下のその他の費用は当ファンドを通じて間接的に受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託事務の処理に要する諸費用
信託財産に係るその他の諸費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 外国における資産の保管等に要する費用 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税等相当額

委託会社は、信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び法定書類等の費用及び当該費用にかかる消費税等相当額は、あらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産より受領することができます。ただし、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。当該諸費用は信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。
日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成25年５月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。
なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

<u>収益分配金について</u>

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税５%）となります。
ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７%、地方税３%）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
10.147% （所得税7.147%、地方税３%）	20.315% （所得税15.315%、地方税５%）	20% （所得税15%、地方税５%）

＊ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降３年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。
＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税５%）の申告分離課税が適用されます。
ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７%、地方税３%）の申告分離課税が適用されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
10.147% （所得税7.147%、地方税３%）	20.315% （所得税15.315%、地方税５%）	20% （所得税15%、地方税５%）

＊ 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。
＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

◆ 配当控除の適用はありません。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。
ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率７%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。
ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率７%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年１月１日から 平成49年12月31日まで	平成50年１月１日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

◆ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。
◆ 受取配当等益金不算入制度の適用はありません。

＜個別元本について＞
① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

＜収益分配金の課税について＞
① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。
② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該

元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 買取につきましては、販売会社にお問合わせください。
※ 詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

平成25年５月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	ドイツ	1,772,437,500	99.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,335,828	0.58
合計（純資産総額）		1,782,773,328	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位銘柄）

平成25年５月末現在

順位	種類	銘柄名	国/地域	額面（千円）	簿価単価 簿価金額（円）	評価単価 評価金額（円）	投資比率（%）
1	社債券	ドイツ銀行 CROCI JAPAN II INDEX リンク債	ドイツ	1,233,000	107.02 1,319,556,600	108.63 1,339,407,900	75.13
2	社債券	ドイツ銀行 CROCI ISLAMIC JAPAN INDEX リンク債	ドイツ	411,000	109.69 450,825,900	105.36 433,029,600	24.29

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成25年５月末現在

種類	国内/外国	投資比率（%）
社債券	外国	99.42

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年５月末から平成25年５月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１期	（平成21年４月10日）	5,751	5,751	6,575	6,575
第２期	（平成22年４月12日）	4,038	4,038	8,153	8,153
第３期	（平成23年４月11日）	2,488	2,488	7,527	7,527
第４期	（平成24年４月10日）	1,692	1,692	7,383	7,383
第５期	（平成25年４月10日）	1,922	1,922	10,079	10,079
	平成24年５月末日	1,504	－	6,650	－
	平成24年６月末日	1,534	－	6,946	－
	平成24年７月末日	1,524	－	6,679	－
	平成24年８月末日	1,459	－	6,609	－
	平成24年９月末日	1,457	－	6,638	－
	平成24年10月末日	1,488	－	6,810	－
	平成24年11月末日	1,540	－	7,233	－
	平成24年12月末日	1,481	－	7,727	－
	平成25年１月末日	1,700	－	8,503	－
	平成25年２月末日	1,763	－	8,934	－
	平成25年３月末日	1,841	－	9,464	－
	平成25年４月末日	1,894	－	10,413	－
	平成25年５月末日	1,782	－	10,063	－

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金（円）
第１期計算期末	－
第２期計算期末	－
第３期計算期末	－
第４期計算期末	－
第５期計算期末	－

③【収益率の推移】

		収益率（%）
第１期	（平成21年４月10日）	△34.3
第２期	（平成22年４月12日）	24.0
第３期	（平成23年４月11日）	△7.7
第４期	（平成24年４月10日）	△1.9
第５期	（平成25年４月10日）	36.5

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成20年４月30日)から第５期末(平成25年４月10日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第１期	11,333,695,054	2,586,199,619
第２期	164,535,600	3,958,144,146
第３期	113,907,078	1,761,326,861
第４期	62,927,806	1,076,793,957
第５期	591,050,314	976,271,857

＜参考情報＞ 運用実績（2013年５月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移

※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	10,063円
純資産総額	17.8億円

※基準価額は1万口当たり

■ 分配の推移

2009年4月	0円
2010年4月	0円
2011年4月	0円
2012年4月	0円
2013年4月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり(税引前)

■ 主要な資産の状況

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

(投資状況)

資産の種類	国名	純資産比率(%)
社債券	ドイツ	99.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.58
合　計		100.00

(組入銘柄)

国/地域	種類	銘柄名	純資産比率(%)
ドイツ	社債券	ドイツ銀行 CROCI JAPAN Ⅱ INDEX リンク債	75.13
ドイツ	社債券	ドイツ銀行 CROCI ISRAMIC JAPAN INDEX リンク債	24.29

■ 年間収益率の推移

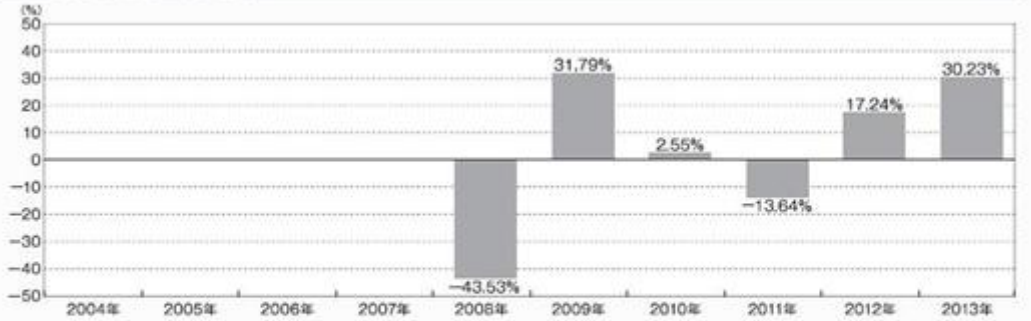

※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2008年は設定日(2008年4月30日)から年末までの収益率、2013年は年初から5月末までの収益率です。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

②取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後３時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後３時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

④お申込単位につきましては、１万円以上１円単位とします。
自動継続投資コースに係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、１口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

⑤お申込価額は、お申込受付日の基準価額とします。

⑥申込手数料率は、3.15%※（税抜 3.00%）を上限に販売会社が定めるものとします。
自動継続投資コースに基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。
※当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

⑦委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

①ご換金（解約）のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。

②当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

③解約のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後３時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後３時を過ぎての解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

④解約単位は１口単位とします。詳細は、販売会社にお問合わせください。

⑤解約価額は、解約申込受付日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

⑥解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して６営業日目以降に販売会社にてお支払いします。

⑦委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑧⑦の規定により解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして⑤の規定に準じて算定した価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a.基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

◆株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

◆公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※

①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

③価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

b.基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「日株バシ」）

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：０１２０－９９６－２２２
受付時間：毎営業日 午前10時～午後５時
ホームページ：http://www.bnpparibas-ip.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

ただし、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年４月11日から翌年４月10日とします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とします。

（５）【その他】

（Ｉ）ファンドの償還条件

Ａ　委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

Ｂ　委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

上記の場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(a) 委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(b) (a)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(b)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受

益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(c) (a)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

(d) (a)から（c）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

＜上記の信託を終了（繰上償還）させる場合の手続き＞

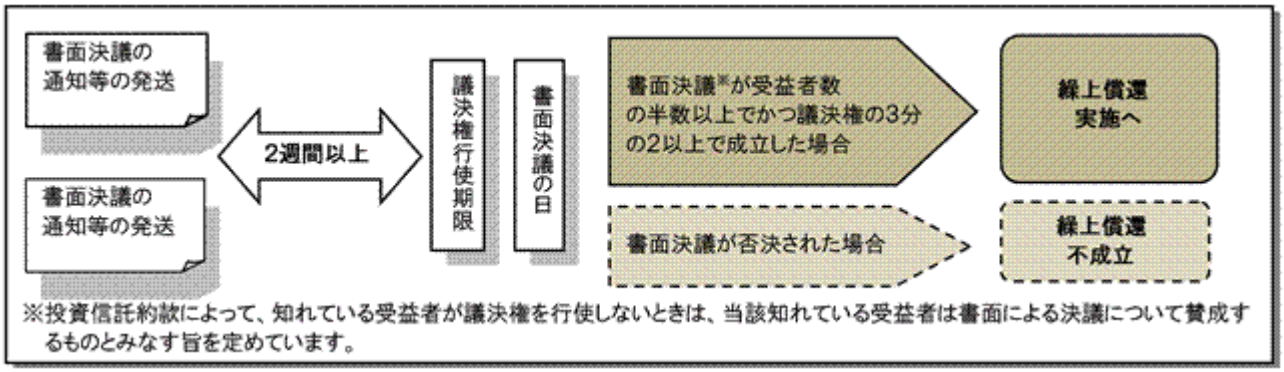

（Ⅱ）信託契約に関する監督官庁の命令等

A　委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の信託約款を変更しようとするときは、後記（Ⅲ）信託約款の変更等の規定にしたがいます。

B　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、（Ⅲ）Bの書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

C　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は（Ⅲ）の規定に従い新受託会社を選任します。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

D　委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（Ⅲ）信託約款の変更等

A　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は（Ⅲ）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

B　委託会社は、Aの事項（Aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

C　Bの書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下Cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

D　Bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

E　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

Ｆ　BからEまでの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

Ｇ　AからFまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜上記の投資信託約款の変更が重要なものである場合の手続き＞

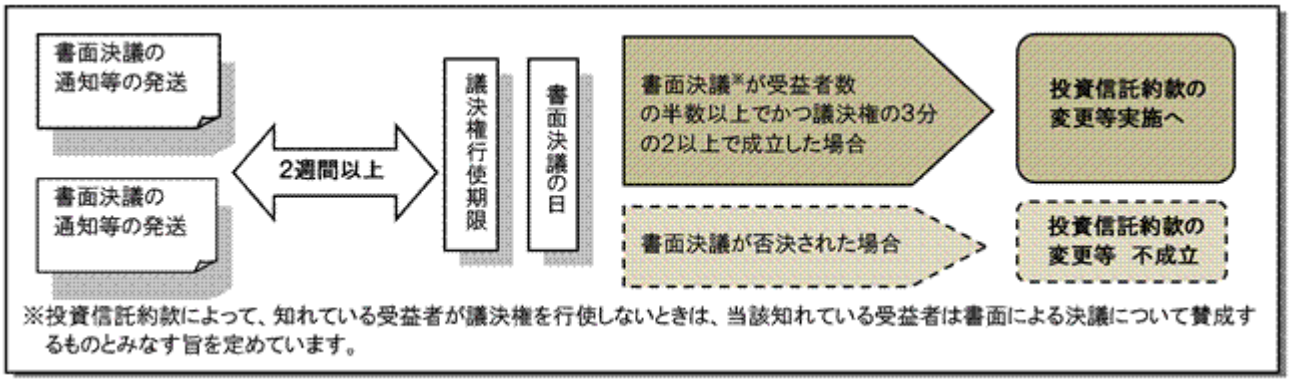

（Ⅳ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.bnpparibas-ip.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（Ⅴ）信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

（Ⅵ）反対者の買取請求権

（Ⅰ）に規定する信託契約の解約または（Ⅲ）に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、（Ⅰ）(a)または（Ⅲ）Bに規定する書面に付記します。

（Ⅶ）運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間終了時及び償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

（Ⅷ）関係法人との契約の更改に関する事項

委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から１年とし、契約満了日１ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に１年間更新され、自動延長後も同様に取り扱います。

４【受益者の権利等】

（１）当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（２）収益分配金に対する権利

①当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。自動継続投資コースに基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②受益者は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（３）償還金に対する権利

①当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、償還日から起算して５営業日までに支払いを開始します。

②受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（４）受益権の換金（解約）請求権

①受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

②換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第５期計算期間（平成24年４月11日から平成25年４月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【日本株バリュー＆シャリア・ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４期 （平成24年４月10日現在）	第５期 （平成25年４月10日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	35,791,640	61,663,414
社債券	1,673,809,100	1,886,685,000
未収利息	49	67
その他未収収益	1,423,371	955,787
流動資産合計	1,711,024,160	1,949,304,268
資産合計	1,711,024,160	1,949,304,268
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,190,694	16,774,646
未払受託者報酬	276,123	256,984
未払委託者報酬	8,744,122	8,137,544
その他未払費用	2,102,018	1,674,502
流動負債合計	18,312,957	26,843,676
負債合計	18,312,957	26,843,676
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 2,292,600,955	※1, ※2 1,907,379,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △599,889,752	※3 15,081,180
（分配準備積立金）	1,044,649	170,965,559
元本等合計	1,692,711,203	1,922,460,592
純資産合計	1,692,711,203	1,922,460,592
負債純資産合計	1,711,024,160	1,949,304,268

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 自 平成23年４月12日 至 平成24年４月10日	第５期 自 平成24年４月11日 至 平成25年４月10日
営業収益		
受取利息	31,473	34,123
有価証券売買等損益	△61,346,000	541,380,500
その他収益	1,423,371	955,787
営業収益合計	△59,891,156	542,370,410
営業費用		
受託者報酬	621,386	502,429
委託者報酬	19,677,525	15,910,044
その他費用	2,452,806	2,002,860
営業費用合計	22,751,717	18,415,333
営業利益又は営業損失（△）	△82,642,873	523,955,077
経常利益又は経常損失（△）	△82,642,873	523,955,077
当期純利益又は当期純損失（△）	△82,642,873	523,955,077
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△50,893,738	16,392,692
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△817,722,251	△599,889,752
剰余金増加額又は欠損金減少額	266,556,937	259,707,598
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	266,556,937	259,707,598
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,975,303	152,299,051
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,975,303	152,299,051
分配金	－ ※1	－ ※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△599,889,752	15,081,180

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

第４期 （平成24年４月10日現在）	第５期 （平成25年４月10日現在）
※1 期首元本額 3,306,467,106円 期中追加設定元本額 62,927,806円 期中解約元本額 1,076,793,957円 ※2 計算期間末における受益権の総数 2,292,600,955口 ※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、599,889,752円であります。	※1 期首元本額 2,292,600,955円 期中追加設定元本額 591,050,314円 期中解約元本額 976,271,857円 ※2 計算期間末における受益権の総数 1,907,379,412口 ※3 元本の欠損 ―――――――――――――――

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４期 自 平成23年４月12日 至 平成24年４月10日
※1 分配金の計算過程 （自 平成23年４月12日 至 平成24年４月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（71,008円）及び分配準備積立金（1,044,649円）より分配対象収益は1,115,657円（１万口当たり4.85円）でありますが、当期は分配を行っておりません。

第５期 自 平成24年４月11日 至 平成25年４月10日
※1 分配金の計算過程 （自 平成24年４月11日 至 平成25年４月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（950,771円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（169,355,605円）、信託約款に規定される収益調整金（269,350円）及び分配準備積立金（659,183円）より分配対象収益は171,234,909円（1万口当たり897.73円）でありますが、当期は分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスクなどの市場リスク、特定の債券への銘柄集中によるリスクなどの信用リスク、流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

	第４期 （平成24年４月10日現在）	第５期 （平成25年４月10日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 ――――― （3）上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 ――――― （3）上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

第４期（平成24年４月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	△14,459,000
合計	△14,459,000

第５期（平成25年４月10日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	523,482,000
合計	523,482,000

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第４期 （平成24年４月10日現在）	第５期 （平成25年４月10日現在）
１口当たり純資産額　0.7383　円 （１万口当たり純資産額　7,383　円）	１口当たり純資産額　1.0079　円 （１万口当たり純資産額　10,079　円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	ドイツ銀行 CROCI JAPAN Ⅱ INDEX リンク債	1,314,000,000	1,406,242,800	
	ドイツ銀行 CROCI ISLAMIC JAPAN INDEX リンク債	438,000,000	480,442,200	
社債券 小計		1,752,000,000	1,886,685,000	
合計		1,752,000,000	1,886,685,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年５月31日

Ⅰ 資産総額	1,801,046,695	円
Ⅱ 負債総額	18,273,367	円
Ⅲ 純資産総額 （Ⅰ－Ⅱ）	1,782,773,328	円
Ⅳ 発行済数量	1,771,699,519	口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0063	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成25年５月末現在）

資本金の額　　１億 円
発行株式総数　　50,000 株
発行済株式総数　　19,000 株

（最近５年間における資本金の額の増減）
平成21年６月30日に４億5,000万円の増資
平成22年２月５日に４億5,000万円の減資
平成25年３月18日に２億5,000万円の増資
平成25年３月21日に６億円の減資

b. 委託会社等の機構（平成25年５月末現在）

(1) ３名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役１名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の１週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

① 運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

② 運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成25年５月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	52	2,080
追加型公社債投資信託	0	0

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
単位型株式投資信託	20	370
単位型公社債投資信託	16	350
合計	88	2,801

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に係る中間会計期間（平成24年4月1日 から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 （平成23年３月31日現在）		第14期 （平成24年３月31日現在）	
資産の部					
科 目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊２		1,097,456		768,307
前払費用			40,611		12,385
未収委託者報酬			1,068,576		655,853
未収運用受託報酬			269,440		226,054
未収投資助言報酬			66,031		48,828
未収収益			1,011,320		917,654
未収入金			9,158		2,508
立替金			16,666		5,241
未収消費税等			2,550		239
貸倒引当金			△ 18,954		―
流動資産計			3,562,858		2,637,075
固定資産					
有形固定資産			121,782		141,257
建物	＊１	118,534		139,112	
器具備品	＊１	3,248		2,144	
無形固定資産			257,758		150,229
ソフトウェア		2,752		2,086	
のれん		252,714		148,142	
その他		2,291		―	
投資その他の資産			379,872		246,756
長期差入保証金		372,871		240,756	
その他		7,000		6,000	
固定資産計			759,412		538,243
資産合計			4,322,270		3,175,319

期別		第13期 （平成23年３月31日現在）		第14期 （平成24年３月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			179,435		149,373
未払金			1,021,798		689,874
未払手数料		675,141		405,835	
未払委託調査費		313,612		205,562	
その他未払金		33,045		78,477	
未払費用			723,575		428,653
未払法人税等			15,855		10,967
賞与引当金			90,353		71,596
役員賞与引当金			11,222		10,474
関係会社借入金	＊２		300,000		―
流動負債計			2,342,235		1,360,940
固定負債					
繰延税金負債			―		18,451
退職給付引当金			482,224		395,793
役員退職慰労引当金			―		144,529
預り敷金保証金			223,121		217,532
資産除去債務			―		52,153
固定負債計			705,345		828,460
負債合計			3,047,579		2,189,400
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			1,915,644		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867		1,907,867	
利益剰余金			△1,090,952		△1,379,726
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△1,166,452		△1,455,226	
株主資本合計			1,274,691		985,918
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			0		―
評価・換算差額等合計			0		―
純資産合計			1,274,691		985,918
負債・純資産合計			4,322,270		3,175,319

（２）【損益計算書】

期別		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日		第14期 自平成23年４月１日 至平成24年３月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			3,804,714		2,793,423
運用受託報酬			644,089		699,353
投資助言報酬			164,216		207,959
その他営業収益			1,172,399		1,449,701
営業収益計			5,785,419		5,150,437
営業費用					
支払手数料			2,057,927		1,445,192
広告宣伝費			26,297		20,624
調査研究費			89,765		77,156
委託調査費			719,478		540,834
委託計算費			348,430		212,834
営業雑経費			88,685		44,993
印刷費		83,216		39,336	
協会費		5,468		5,656	
営業費用計			3,330,584		2,341,635
一般管理費					
給料			1,363,746		1,417,023
役員報酬		116,319		74,558	
給料・手当		1,109,432		1,192,871	
賞与		137,995		149,592	
業務委託費			279,364		632,286
交際費			3,077		1,363
旅費交通費			51,306		47,975
事業税			15,767		17,590
租税公課			11,443		6,978
不動産賃借料			225,073		264,120
賞与引当金繰入額			76,142		71,595
役員賞与引当金繰入額			11,222		10,474
退職金			19,929		3,743
退職給付費用			103,207		82,846
役員退職慰労金			4,203		—
役員退職慰労引当金繰入額			—		3,495
固定資産減価償却費			13,021		11,693
のれん償却費			78,428		104,571
諸経費			217,815		261,767
一般管理費計			2,473,750		2,937,526
営業利益又は営業損失（△）			△ 18,915		△ 128,724

期別		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日		第14期 自平成23年４月１日 至平成24年３月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取利息	＊１		222		8
為替差益			51,460		―
雑益			12,174		4,427
営業外収益計			63,858		4,435
営業外費用					
支払利息	＊１		1,490		608
為替差損			―		68,898
雑損失			3,968		6,729
営業外費用計			5,458		76,235
経常利益又は経常損失（△）			39,484		△ 200,524
特別損失					
割増退職金			―		56,146
固定資産除却損			397		9,850
過年度賞与引当金繰入不足額			14,211		―
特別損失計			14,609		65,997
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			24,875		△ 266,522
法人税、住民税及び事業税		3,982		3,800	
法人税等調整額		353,209	357,191	18,451	22,251
当期純利益又は当期純損失（△）			△332,316		△ 288,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期
自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当期変動額		—
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当期変動額		—
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		450,000
	当期変動額	企業結合による増加	1,457,867
	当期変動額合計		1,457,867
	当期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		457,777
	当期変動額		1,457,867
	当期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当期変動額		—
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△341,418
	当期変動額	企業結合による増加	△492,718
		当期純利益	△332,316
		当期変動額合計	△825,034
	当期末残高		△1,166,452
利益剰余金合計	当期首残高		△265,918
	当期変動額		△825,034
	当期末残高		△1,090,952
株主資本合計	当期首残高		641,859
	当期変動額		632,832
	当期末残高		1,274,691
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		—
	当期変動額		0
	当期末残高		0
純資産合計	当期首残高		641,859
	当期変動額		632,832
	当期末残高		1,274,691

第14期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

（単位：千円）

株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当期変動額		―
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当期変動額		―
	当期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当期変動額		―
	当期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当期変動額		―
	当期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当期変動額		―
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△1,166,452
	当期変動額	当期純利益	△288,773
		当期変動額合計	△288,773
	当期末残高		△1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高		△1,090,952
	当期変動額		△288,773
	当期末残高		△1,379,726
株主資本合計	当期首残高		1,274,691
	当期変動額		△288,773
	当期末残高		985,918
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	当期首残高		0
	当期変動額		△0
	当期末残高		―
純資産合計	当期首残高		1,274,691
	当期変動額		△ 288,773
	当期末残高		985,918

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては５年間の期間均等償却によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

（追加情報）

当会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成23年３月31日現在）	第14期 （平成24年３月31日現在）
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　31,845千円 器具備品　8,567千円 ＊２　関係会社項目 預金　1,073,099千円 関係会社借入金　300,000千円	＊１　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　10,046千円 器具備品　6,476千円 ＊２　関係会社項目 預金　758,379千円

（損益計算書関係）

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
＊１　関係会社取引項目 支払利息　1,490千円	＊１　関係会社取引項目 支払利息　162千円

（株主資本等変動計算書関係）

第13期
自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,000	－	－	9,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当り配当額（円）	基準日	効力発生日
－	－	－	－	－	－

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

－

第14期
自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,000	―	―	9,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当り配当額（円）	基準日	効力発生日
―	―	―	―	―	―

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

―

（リース取引関係）

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 １年　259,940千円 １年超　302,501千円 合　計　562,442千円	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 １年内　207,337千円 １年超　115,006千円 合　計　322,343千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。 未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。 未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 関係会社借入金は、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されている。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期
（平成23年３月31日現在）

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	－
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	－
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（＊１）	△ 18,954		
	50,486	250,486	－
未収投資助言報酬	66,031	66,031	－
未収収益	1,011,320	1,011,320	－
未収入金	9,158	9,158	－
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	－
未払委託調査費	313,612	313,612	－
その他未払金	33,045	33,045	－
未払費用	723,575	723,575	－
関係会社借入金	300,000	300,000	－
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（＊１）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(7) 関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,097,456	－	－	－
未収委託者報酬	1,068,576	－	－	－
未収運用受託報酬	269,440	－	－	－
未収投資助言報酬	66,031	－	－	－
未収収益	1,011,320	－	－	－
未収入金	9,158	－	－	－
長期差入保証金	140,234	232,637	－	－

１．金融商品の状況に関する事項

第14期
自　平成23年４月１日
至　平成24年３月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第14期
（平成24年３月31日現在）

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科　目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	－
未収委託者報酬	655,853	655,853	－
未収運用受託報酬	226,054	226,054	－
未収投資助言報酬	48,828	48,828	－
未収収益	917,654	917,654	－
未収入金	2,508	2,508	－
長期差入保証金	240,756	238,574	2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	2,182
未払手数料	405,835	405,835	－
未払委託調査費	205,562	205,562	－
その他未払金	78,477	78,477	－
未払費用	428,653	428,653	－
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	768,307	－	－	－
未収委託者報酬	655,853	－	－	－
未収運用受託報酬	226,054	－	－	－
未収投資助言報酬	48,828	－	－	－
未収収益	917,654	－	－	－
未収入金	2,508	－	－	－
長期差入保証金	－	240,756	－	－

（有価証券関係）

第13期 （平成23年３月31日現在）	第14期 （平成24年３月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 （1）退職給付債務　482,224千円 （2）退職給付引当金　482,224千円 ３．退職給付費用 勤務費用　103,207千円	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 （1）退職給付債務　395,793千円 （2）退職給付引当金　395,793千円 ３．退職給付費用 勤務費用　82,846千円

（税効果会計関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 退職給付引当金超過額　196,217 賞与引当金　58,973 未払費用　258,982 税務上の営業権計上額　608,298 その他　9,332 繰越欠損金　1,691,188 繰延税金資産小計　2,822,993 評価性引当金　△ 2,822,993 繰延税金資産合計　－ 繰延税金負債　－ 繰延税金資産の純額　－	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円） 繰延税金資産 退職給付引当金超過額　141,061 役員退職慰労引当金　51,510 賞与引当金　31,195 未払費用　144,621 税務上の営業権計上額　242,598 その他　35,395 繰越欠損金　1,926,432 繰延税金資産小計　2,572,811 評価性引当金　△ 2,572,811 繰延税金資産合計　－ 繰延税金負債 資産除去債務　△18,451 繰延税金資産(負債)の純額　△18,451
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。 ３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から平成26年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を40.69%から38.01%に、平成27年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。なお、この税率変更の影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

第13期 自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日	第14期 自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日
当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　－千円 有形固定資産の取得に伴う増加額　51,707千円 時の経過による調整額　445千円 期末残高　52,153千円

（セグメント情報等）

第13期
自 平成22年４月１日
至 平成23年３月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第14期
自 平成23年４月１日
至 平成24年３月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	677,917	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	610,479	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者関係）
１．関連当事者との取引
第13期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１）	―	預金	1,073,099
							資金の借入（注１）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメント ブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n. 510, 14th floor,Sａｏ Paulo. SP. Brazil. CEP nº 04543－906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注２）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL－5826 Howald－Hesperange	３百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注３） その他営業収益の受入（注３） 業務委託費の支払（注３）	15,641 716,020 573	未収運用受託報酬 未収収益 未払費用	2,642 654,158 573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内１－９－１	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注３）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注２）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。
（注３）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
（注４）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第14期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,415百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注１） 資金の返済（注１）	－ 300,000	預金	758,379

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL－5826 Howald－Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注２）	21,320	未収運用受託報酬	27,448
							その他営業収益の受入（注２）	589,158	未収収益	614,677
							業務委託費の支払（注２）	757	未払費用	35
親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内１－９－１	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注２）	217,532	預り敷金保証金	217,532
							不動産賃貸料の支払（注２）	140,368		

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注２）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
（注３）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．親会社に関する情報
(1) 親会社情報
ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ （非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ （ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日		第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	
１株当たり純資産	141,632円	１株当たり純資産	109,546円
１株当たり当期純損失	36,924円	１株当たり当期純損失	32,085円
損益計算書上の当期純損失	332,316千円	損益計算書上の当期純損失	288,773千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	332,316千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	288,773千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

期別		第15期中間会計期間末 （平成24年9月30日）	
資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
流動資産			千円
預金			669,900
前払費用			11,720
未収委託者報酬			501,477
未収運用受託報酬			191,022
未収投資助言報酬			137,390
未収収益			741,181
立替金			11,528
1年以内回収予定差入保証金			223,121
その他			2,597
流動資産計			2,489,940
固定資産			
有形固定資産	＊１		
建物			134,254
器具備品			1,707
有形固定資産計			135,961
無形固定資産			
ソフトウェア			1,694
のれん			95,857
無形固定資産計			97,551
投資その他の資産			
長期差入保証金			17,635
その他			6,000
投資その他の資産計			23,635
固定資産計			257,149
資産合計			2,747,089

期別		第15期中間会計期間末 （平成24年9月30日）	
負債の部			
科目	注記番号	内訳	金額
流動負債			千円
預り金			53,434
未払金			674,896
未払手数料		288,378	
未払委託調査費		162,659	
その他未払金		223,858	
未払費用			576,579
未払法人税等			8,932
未払消費税等	＊２		1,461
賞与引当金			159,435
役員賞与引当金			23,325
1年以内返済予定預り敷金保証金			217,532
流動負債計			1,715,598
固定負債			
退職給付引当金			380,491
役員退職慰労引当金			145,979
資産除去債務			52,538
繰延税金負債			17,302
固定負債計			596,312
負債合計			2,311,910
純資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			
資本準備金		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867	
資本剰余金合計			1,915,644
利益剰余金			
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△2,005,965	
利益剰余金合計			△1,930,465
株主資本合計			435,178
純資産合計			435,178
負債・純資産合計			2,747,089

（２）中間損益計算書

期別		第15期中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額
営業収益			千円
委託者報酬			1,018,425
運用受託報酬			293,049
投資助言報酬			95,846
その他営業収益			489,340
営業収益計			1,896,661
営業費用			
支払手数料			526,207
広告宣伝費			6,129
調査費			238,598
調査研究費		35,029	
委託調査費		203,569	
委託計算費			102,249
営業雑経費			24,519
印刷費		21,481	
協会費		3,038	
営業費用計			897,704
一般管理費			
給料			632,648
役員報酬		47,322	
給料・手当		585,325	
業務委託費			213,986
交際費			651
旅費交通費			19,764
租税公課			9,081
不動産賃借料			135,317
賞与引当金繰入額			99,789
役員賞与引当金繰入額			13,625
退職給付費用			47,793
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	＊１		5,687
のれん償却費			52,285
諸経費			167,749
一般管理費計			1,399,831
営業損失			△400,873
営業外収益			
受取利息			1
雑益			3,533
営業外収益計			3,535
営業外費用			
支払利息			385
為替差損			59,663
雑損失			433
営業外費用計			60,481
経常損失			△457,820
特別損失			
割増退職金			92,168
特別損失計			92,168
税引前中間純損失			△549,988
法人税、住民税及び事業税			1,900

期別		第15期中間会計期間 （自　平成24年4月　1日 至　平成24年9月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額
法人税等調整額			△1,149
法人税等合計			750
中間純損失			△550,739

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第15期中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）			
株主資本			
資本金	当期首残高		450,000
	当中間期変動額		－
	当中間期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		7,777
	当中間期変動額		－
	当中間期末残高		7,777
その他資本剰余金	当期首残高		1,907,867
	当中間期変動額		－
	当中間期末残高		1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高		1,915,644
	当中間期変動額		－
	当中間期末残高		1,915,644
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		75,500
	当中間期変動額		－
	当中間期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△1,455,226
	当中間期変動額	中間純損失	△550,739
		当中間期変動額合計	△550,739
	当中間期末残高		△2,005,965
利益剰余金合計	当期首残高		△1,379,726
	当中間期変動額		△550,739
	当中間期末残高		△1,930,465
株主資本合計	当期首残高		985,918
	当中間期変動額		△550,739
	当中間期末残高		435,178
純資産合計	当期首残高		985,918
	当中間期変動額		△550,739
	当中間期末残高		435,178

重要な会計方針

第15期中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18 年、器具備品については主として3年～17年であります。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 建物　14,905千円 器具備品　6,914千円 ＊2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
＊1 減価償却実施額 有形固定資産 5,295千円 無形固定資産　391千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間
（自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	9,000	-	-	9,000

2．配当に関する事項　該当事項はありません。

（リース取引関係）

第15期中間会計期間 （自　平成24年4月　1日 至　平成24年9月30日）
1．ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 2．オペレーティング・リース取引は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 （借主側） 1年内 228,863 千円 1年超　11,483 千円 合 計 240,347 千円 （貸主側） 1年内　96,797 千円 1年超　-　　千円 合 計 96,797 千円

（金融商品関係）

第15期中間会計期間末
（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項
平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：千円）

科　目	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	669,900	669,900	-
未収委託者報酬	501,477	501,477	-
未収運用受託報酬	191,022	191,022	-
未収投資助言報酬	137,390	137,390	-
未収収益	741,181	741,181	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	-
資産計	2,464,093	2,464,093	-
未払手数料	288,378	288,378	-
未払委託調査費	162,659	162,659	-
その他未払金	223,858	223,858	-
未払費用	576,579	576,579	-
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	-
負債計	1,469,008	1,469,008	-

(注1)金融商品の時価の算定方法
(1)預金
預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益
これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(3) 1年以内回収予定差入保証金
これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(4) 未払手数料、未払委託調査費
これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(5)その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金
これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第15期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第15期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第15期中間会計期間 （自　平成24年4月　1日 至　平成24年9月30日）
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　52,153千円 時の経過による調整額　385千円 当中間会計期間末残高　52,538千円

(セグメント情報等)

第15期中間会計期間
（自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日）

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,018,425	388,896	489,340	1,896,661

2．地域ごとの情報

(1)営業収益　（単位：千円）

日 本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
1,303,349	146,655	246,357	200,298	1,896,661

(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の９０％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	226,618	なし
ＢＮＰパリバ・インベストメント・パートナーズ・オランダ	246,357	なし

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第15期中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
● 1株当たり純資産額　48,353円 ● 1株当たり中間純損失　61,193円 1株当たり中間純損失の算定上の基礎 中間純損失　550,739千円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純損失　550,739千円 期中平均株式数　普通株式 9,000株 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成24年３月末現在

（２）再信託受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成24年３月末現在

（３）販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※平成24年３月末現在

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。
（２）販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社：該当事項はありません。
（２）販売会社：該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成２４年　７月１０日　有価証券届出書
平成２４年　７月１０日　有価証券報告書
平成２４年１２月２６日　半期報告書
平成２４年１２月２６日　有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年６月５日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株バリュー＆シャリア・ファンドの平成24年４月11日から平成25年４月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株バリュー＆シャリア・ファンドの平成25年４月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成24年６月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　男澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２４年１２月１４日

ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤 嘉雄　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田 信之　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第１５期事業年度の中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。